

銚子市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置規程

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により市の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を定めるため、銚子市都市計画マスタープラン策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン策定の庁内調整に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン策定の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長を置き、都市環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、庁内会議を代表し、総括する。
- 3 庁内会議に副会長を置き、構成員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 庁内会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内会議の庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、都市整備課都市計画班において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

都市環境部長、秘書政策課長、観光商工課長、水産課長、農産課長、都市整備課長、土木課長、危機管理室長
